

濱口桂一郎著（岩波新書）

評書『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』

鳴海治一郎

一昨年秋、米国から世界に広がった経済危機は、わが国では非正規労働者に集中的に被害をもたらした。製造業に働く派遣労働者の多くは、解雇されても住居も収入の途も失い、労働者派遣制度そのものの残酷さが知れ渡つて法による規制強化の声が高まつた。

他方、「非正規雇用」が不況時に優先して犠牲にされる日本の雇用システムは、法律で規制をするだけでは解決しないとの主張がある。

このようなか、昨年七月に発行された濱口桂一郎著「新しい労働社会——雇用システムの再構築へ」（岩波新書、二二二頁・七〇〇円+税）は、EUの例にならつて正規、非正規の別なく全労働者の合意形成ができる、自立した

かつては労働者の大部分が正規雇用であり、非正規雇用は主に副収入を目的にアルバイトに出る主婦や学生たちであつた。

時代が変わり、職業の拡大やコスト競争の激化で家計を担う非正規労働者が急増し、正規労働者の職域にも進出してきたが、古い雇用システムや法制度は殆どそのままなので、非正規労働者の待遇はいまなおアルバイト並みで家計を支えることができず、正規労働者の解雇制限法理が、代わりに非正規労働者の優先解雇を求める法理になつてゐる。他方、職務が特定されていな正規労働者も、要員抑制に伴う過重労働によつて相当数が過労死や精神障害に追い込まれ、社会問題となつてゐる。

このようないか題にE.C.とその加盟国は、一日連続一一時間以上の休憩時間

労使関係を軸に産業民主主義を再構築して、新たな雇用システムを作ることを提唱し、注目を浴びた。

著者は、独立行政法人労働政策研究・研修機構／労使関係・労使コミュニケーション部門の統括研究員で、八三年に東大法学部卒業後旧労働省に入省。職安、労働基準、労働法制の実務に携わり、歐州連合日本政府代表部一等書記官としてEU諸国の労使関係や労働規制の実態に触れた。その後東京大学大学院や政策研究大学院大学教授を経て現職にある。

本書はこのようないか経験の中で培われた著者の知見を、豊富な事例を引いて分かりやすくまとめたもので、その基本的視点をまえがきで次のように述べ

「雇用システムは法的、政治的、経済的、経営的、社会的ななどさまざまな側面が一体となつた社会システム」なので、特定の学問的論理にとらわれる非現実的な処方箋を量産することになるとして、「日本の労働社会全体をうまく機能させるためには、どこをどのように変えて行くべきかについて、過度に保守的にならず、過度に急進的にならず、現実的で漸進的な改革の方針を示そうとした——」

著者はまず、日本の雇用システムの本質は、企業が労働者に与える職務を特定しないことにあると指摘する。そこで労働規制の実態に触れた。その後東京大学大学院や政策研究大学院大学教授を経て現職にある。

本書はこのようないか経験の中で培われた著者の知見を、豊富な事例を引いて分かりやすくまとめたもので、その基本的視点をまえがきで次のように述べ

して、全労働者の意思を代表する統一的機能をもつた産業別組織になる必要がある。そのため著者は、以下の条件整備の方法を提起している。

(1) 労働契約で正規労働者の職務を特定し、職務に対する待遇を格付けして正規、非正規の均等待遇を図る。

(2) 年功賃金に含まれる生活保障部分のうち、子供の養育や就学、その他、社会保障制度に移行可能なものは移行して公的負担とし、職務賃金の性格を強める。

本書の論旨は、コスト競争で日本の雇用システムが維持できなくなつてゐる今日、企業にとつてもメリットのある改革だと思われる。社会保障費の財源負担をめぐる重い課題もあるが、これらの作業に産業別の労使が共同で取り組むことができれば、その過程で自立した新しい産業民主主義の素地がつくられ、展望が開かれるのではないか。

このようないか題にE.C.とその加盟国はどのように対処しているのか——。

長時間労働に対するE.C.指令（規制）には、労働組合が非正規労働者も組織

全国的共通協約の締結を可能にする法規制に依存する傾向があり、派遣問題などで国際的流れに逆行する要求が見られる」と指摘する。

全国的共通協約の締結を可能にする

ている。